

平成23年度の 国民年金保険料免除申請の 受付が始まります

国民年金保険料を未納のままにしておくと、将来の老齢基礎年金や、障害・死亡といった場合の障害基礎年金・遺族基礎年金を受けられなくなる場合があります。

失業や所得が少ないなどの理由で、保険料を納めることや納付猶予制度がありますのでご利用ください。

制度の適用を希望する場合は、市民課（市役所1階）又は市民福祉課（総合支所1階）で手続きをしてください。

なお、平成22年度に全額免除又は若年者納付猶予が承認された人で、継続審査を希望している人は、平成23年度の申請は必要ありません。後日、年金事務所から郵送される通知で結果を確認してください。

保険料免除制度

対象 本人（学生を除く）・配偶者・世帯主の前年所得が一定額以下の人

承認期間 7月から翌年6月

若年者納付猶予制度

対象 30歳未満の人（学生を除く）で、本人・配偶者の前年所得が一定額以下の人

承認期間 7月から翌年6月

学生納付特例制度

対象 学生で、本人の前年所得が一定額以下の人

承認期間 4月から翌年3月

退職（失業）による特例

申請する年度又は前年度において退職（失業）した場合は、特例で退職者本人の給与所得については審査が不要です。配偶者や世帯主が退職した場合も対象です。ただし、配偶者や世帯主に一定額以上の所得があるときは認められない場合があります。

持参するもの

- ① 年金手帳
- ② 印鑑

③ 平成22年度又は平成23年度に失業した人は、雇用保険受給資格者証又は雇用保険被保険者離職票等の写し

④ 学生の場合は、新学年の学生証（コピー可。ただし、有効期限が裏面記載の場合には両面のコピー）又は在学証明書

⑤ 1月2日以降に転入した人は1月1日の住所地での所得証明書（控除の内訳あり）※申請が遅れても、免除や若年者納付猶予は申請年度の7月まで、学生納付特例は4月まで、さかのぼって承認されます。ただし、申請日前に生じた事故や病気による障害・死亡については、さかのぼって承認されないため、障害基礎年金や遺族基礎年金を受けられなくなる場合がありますので、早めの手続きをお勧めします。

★市民課 ☎ 011-114、市民福祉課 ☎ 021-331（内線333）、熊谷年金事務所 ☎ 048-522-5158



手続きはお早めに

免除の所得基準額

	所得基準額	月額保険料 (平成23年度)
全額免除・若年者納付猶予	(扶養親族等の数 + 1) × 35万円 + 22万円	0円
4分の3免除	78万円 + (扶養親族等の数 × 38万円※) + 社会保険料控除等	3,760円
半額免除	118万円 + (扶養親族等の数 × 38万円※) + 社会保険料控除等	7,510円
4分の1免除	158万円 + (扶養親族等の数 × 38万円※) + 社会保険料控除等	11,270円
学生納付特例	118万円 + (扶養親族等の数 × 38万円※) + 社会保険料控除等	0円

※扶養親族等が老人控除対象配偶者又は老人扶養親族であるときは48万円、特定扶養親族であるときは63万円

免除や納付猶予等を受けた期間の取り扱い

国民年金の 受給資格期間	老齢基礎年金を受けるとき (全額納付した場合の年金額と 比較した場合)	障害・遺族基礎 年金を受けるとき	追納期間
全額免除	算入される	保険料納付済期間 と同じ扱い	10年以内 (保険料を追納する場合、 承認を受けた期間の翌 年度から起算して3年 度目以降は加算金がつ き高くなります。)
4分の3免除			
半額免除			
4分の1免除			
若年者納付猶予・ 学生納付特例	年金額には反映されない		

※「4分の3免除」「半額免除」「4分の1免除」を受けた場合、残りの保険料（納付すべき保険料）を納付しないと未納期間となり、その期間分は追納できません。

※学生の場合は、学生納付特例の規定が優先し、免除申請を受けることはできません。

国民健康保険限度額適用 認定証の更新について

国民健康保険に加入して「国民健康保険限度額適用認定証（又は限度額適用・標準負担額減額認定証）」をお持ちの方は、認定証の有効期限が7月末日までとなっています。

8月以降も引き続き制度を利用したい方は、忘れずに更新の手続きをしてください。

申請期間 7月25日(月)～8月31日(水)

受付場所 保険課（市役所1階）、市民福祉課（総合支所1階）

用意 国民健康保険被保険者証、印鑑（朱肉を必要とするもの）

《限度額適用認定証について》

国民健康保険に加入している70歳未満の人が入院治療を受ける場合に、限度額適用認定証を病院の窓口へ提示することで、所得区分に応じた負担額までの支払いとなります。

入院の予定があり、この制度を利用したい方は申請してください。（申請した月の初日から有効な認定証が発行されます。）

※国民健康保険税に滞納があると認定証の交付を受けられないことがあります。また、世帯員の中に転入や未申告等により所得不明者がいる場合には、正しい所得区分の認定証が発行されないことがあります。

★保険課 ☎ 1116、市民福祉課 ☎ 1331
（内線315）

ひとり親家庭等医療費支給制度について

ひとり親家庭等医療費支給制度は、母子家庭等を対象に、医療機関で支払った医療費の一部を支給する制度です。この制度を利用するためには、事前の登録が必要です。児童扶養手当に準じた所得制限があります。

【対象】

- ・母子家庭や父子家庭の親と子ども
 - ・養育者（親がいないため、親に代わって子どもを育てている家庭の保護者）と子ども
 - ・父又は母が一定の障害にある家庭の親と子ども
- ※「子ども」とは、18歳に達した年度末日までの人（一定の障害がある20歳未満の人）です。

【登録手続きに必要なもの】

- ①申請者と子どもの健康保険証
 - ②通帳（申請者名義のもの）
 - ③印鑑（朱肉を必要とするもの）
 - ④申請者と子どもの戸籍謄本（申請者が養育者であるときは子どもの父母の戸籍、又は除籍謄本も必要）
 - ⑤所得・課税証明書（平成23年1月1日の住所が市外の人）
- ※児童扶養手当を受けている人又は申請中の人は、④の書類を省略できます。
*他の書類が必要となることもありますので、申請前に下記へお問い合わせください。
- ★保険課 ☎ 1116、市民福祉課 ☎ 1331
（内線315）



平成23年度市民税・県民税の 申告はお済みですか？

市民税・県民税の 申告相談を行います

市では、市民税・県民税の申告が必要と思われる人に、申告をお願いする通知を8月に発送し、申告相談を実施する予定です。

対象となる人は

- ・前年に市民税・県民税が課税されていて、今回申告をしていない人、又は給与支払報告書（年金も含む）が市に提出されていない人
- ・不動産収入又は報酬（外交員報酬含む）等があり、申告をしていない人
- ※所得税が課税される場合や源泉徴収された支払調書等がある場合については、税務署へ申告してください。

所得・課税証明書の 発行について

これから申告をする人で、所得・課税証明書が必要な場合は、申告後に発行します。また、申告で課税になる場合等には、税額決定・納税通知書発行後に証明書の発行と

なるため、証明書の発行までに期間を要しますので、早めの申告をお願いします。

扶養控除の 確認をします

申告書又は給与支払報告書（年金も含む）に基づき、次の①②に該当する人に電話又は文書で扶養の確認を行います。

また、市外の人を扶養している場合は、その住所地の市役所等へ被扶養者の合計所得等の確認を行います。

- ①重複して扶養をとっている場合（複数の納税義務者が同一の人を扶養対象親族とすることはできません。）
- ②確定申告書又は給与支払報告書（年金も含む）に扶養の記載があるが、その扶養者を特定できない場合

※確認の結果、扶養等が取り消される場合があります。変更内容等は、本人（普通徴収の場合）又は勤務先（特別徴収の場合）に通知します。

★お問い合わせは左記へ
課税課 ☎ 1123